

平成26年度 佐賀市教育委員会表彰式・感謝状贈呈式

11月5日(水)に、佐賀市の教育行政の推進にご尽力いただいた皆さんの表彰式・贈呈式を行いました。受賞された皆さん、おめでとうございます。



表彰状授与



受賞者

(順不同・敬称略)

◎佐賀市教育委員会

表彰者 (1人・1校)

【学校教育】

佐賀市立小中一貫校北山校

県内初の校舎一体型小中一貫校として、小中一貫教育の先進的研究に取り組みられました。

小森 京子 (佐賀市立小中一貫校思斉館小学部校長)

幼保小接続期教育研究に先進的に取り組み、接続期プログラム「えがお」「わくわく」の作成に尽力されました。

◎佐賀市教育委員会

感謝状贈呈者 (9人)

【教育委員】

光吉 みよこ

佐賀市教育委員として、4年にわたり佐賀市の教育の振興、発展に尽力されました。

【少年育成委員】

光富 雅子

武藤 公允

斉藤 太洋

野方 幹子

松永 則夫

古賀 真理子

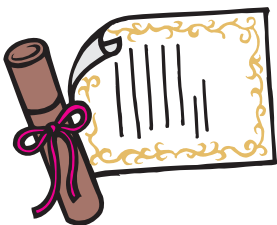
佐賀市少年育成委員として、10年以上にわたり青少年の健全育成に尽力されました。

【スポーツ推進委員】

納富 幸代

野口 春樹

佐賀市スポーツ推進委員として、10年以上にわたり生涯スポーツの普及と振興に貢献されました。



問い合わせ

佐賀市教育委員会 教育総務課 総務係
 ☎40・7351 FAX40・7394

第2回 佐賀市民芸術祭 送迎バスプラン 参加者募集中!



市民芸術祭への往復送迎と、コンサートチケット、当日物産コーナーで使える500円券をセットにした楽々ツアーです。

■スケジュール

各地発(10時)↓佐賀市文化会館着↓20日・新感覚の邦楽コンサート 和楽WAGAKUに響く日本の音色、21日・ザ・トロンボーンアンサンブル マイナーズコンサート(プロメンパーによるXmas特別公演)↓佐賀市文化会館発(公演終了後)

■日程

12月20日(土)・21日(日)

■出発地

①三瀬支所、②富士支所、③川副↓東与賀支所↓久保田

■料金

①・③3,800円 ②3,500円

■定員

各日各地8人 (最少催行人数:6人)

申し込み・問い合わせ

(一社)佐賀市観光協会 ☎37・7489

佐賀市子育てサポートセンター 『ふるはあと』 サポート会員募集

子育てを頑張っているお父さんやお母さんのために、子育てのサポートをしていただける人を募集中です。

■日時・講義内容

サポート会員になるためには以下の登録講習会(2日間)と実習・個人面談(1日間)に参加が必要です。(受講無料)

・1月28日(水) 10時~16時 事業説明・ボランティア・子どもの心など

・1月29日(木) 10時~16時 産後の健康・栄養・子どもに多い事故・病気など

・2月5日(水)、6日(金)、7日(土) 10時~12時

実習と個人面談

(期間中、希望のいずれか1日)

※全ての講習を受講した人のみ、会員登録できます。

※2日間参加できない人は、2年以内に受講完了すれば登録できます。

■サポート会員としての活動内容

産後の家事支援や沐浴介助、上の子どもの世話など(時給700円)

【ファミリーサポート】

0歳~小学6年生までの子どもの世話(時給600円)

お問い合わせ

佐賀市子育てサポートセンター ☎40・7288



■申込方法

「ふるはあと」の窓口または電話で申し込みください。

■申込期限

1月23日(金)

【説明会の開催】

事業内容について詳しく知りたい人などご参加ください。事前申込は不要です。

■日時・場所

12月18日(木) 10時~11時

平成27年1月14日(木) 10時~11時

「ゆめ・ほけつと」多目的室

申し込み・問い合わせ

佐賀市子育てサポートセンター 『ふるはあと』 (エスプラッツ2階) ☎40・7288

平成27年度4月から 保育施設入所の 第一次受付期限は 12月26日(金)です!

4月から新たに保育施設(保育所(園)や認定こども園(保育園部分)など)への入所を希望する人は、事前に申込書を受け取った上で、申し込みください。

■申込書配布場所

保育幼稚園課(本庁1階)、各支所 保健福祉課、佐賀市子育て支援センター「ゆめ・ほけつと」、ほほえみ館、各保育施設

■受付場所

保育幼稚園課、各支所保健福祉課

■受付期限

12月26日(金)

※提出の際は、できるだけ児童同伴でお越しください。

※定員を超える場合は、公正な方法で選考します。

※見学を希望する場合は、事前に各園へお尋ねください。

※幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)への入所を希望している場合は、直接各園へ申し込みください。

問い合わせ

本庁 保育幼稚園課 保育幼稚園係 ☎40・7286 FAX40・7395



問い合わせ

佐賀大学 学術研究協力部 研究協力課 ☎28・8958 西九州大学 地域連携センター ☎37・6289

コミュニケーション④ 佐賀大学・西九州大学連携事業 2014サガ・ライト ファンタジーへの参画

中心市街地の活性化・地域空間再生に向けて、佐賀大学と西九州大学が協働で呉服元町の西九州大学グループまちなか活性化拠点「ぶら〜っと249」前と中央大通りの土橋付近に光のオブジェを制作・飾り付けを行いました。ライトファンタジーの期間中(平成27年1月12日まで)、毎日点灯していますので両大学の学生がデザインしたオブジェも見に来てください。

佐賀市の「まちづくり」に関する 市民意向調査の結果を報告します

まちづくりの指針である『第一次佐賀市総合計画』を着実に進めていくにあたり、市民の皆さんの意見を把握し、市政に反映させるため、市民意向調査を行いました。調査結果は、今後の市の取り組みに活用するとともに、「市政に対するご意見」も業

■有効回答 1,453人
(回収率29.1%)
※調査結果の詳細は、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

■問い合わせ
本庁 行政管理課
行政評価係
☎40・7029
FAX 29・2095

【『第一次佐賀市総合計画』の38施策についての 市民の皆さんの満足度・重要度】

施策名	満足度 順位	重要度 順位	施策名	満足度 順位	重要度 順位
観光の振興	35	21	都市緑化の推進	5	32
商工業の振興	37	8	農業振興地域の保全	9	27
農林水産業の振興	33	12	森林の保全	13	31
中心市街地の活性化	38	16	水辺空間の充実	15	30
地域福祉の充実	30	13	環境の保全	16	20
高齢者福祉の充実	28	2	循環型社会の構築	1	11
障がい者の自立支援	24	14	子育て支援の充実	26	5
健康づくりの支援	4	7	就学前からの教育の充実	3	3
地域医療の充実	8	1	家庭・地域・企業の教育力の向上	17	15
生活困窮者の自立支援	21	18	生涯学習の推進	12	28
生活者の安全確保	2	6	市民スポーツの充実	11	33
防災・危機管理対策の充実	23	4	魅力ある文化の醸成	10	35
人権尊重の確立	6	22	文化芸術活動の振興	25	38
男女共同参画社会の実現	14	24	協働と市民活動の推進	31	37
計画的な土地利用の推進	34	25	情報の共有化の促進	29	26
総合交通体系の確立	36	19	効果的・効率的な行政経営の推進	22	23
道路ネットワークの充実	20	17	財政の健全性の確保	27	9
住宅環境の充実	7	29	業務執行体制の充実	32	10
景観の形成	18	34	議会活動への支援	19	36

「第1次佐賀市総合計画」の38施策ごとに「現状の満足度が高いもの〔満足度〕」、「今後の重要度が高いもの〔重要度〕」から順位付けした結果
※網掛けについては、上位5施策

高額医療・介護合算療養費の通知を送付します

『高額医療・高額介護合算療養費』とは、医療と介護のサービスを利用して世帯の負担を軽減する制度です。後期高齢者医療制度または佐賀市国民健康保険の加入世帯のうち、支給が見込まれる世帯には12月中旬下旬に通知をしますので、支給申請書をご提出ください。

■支給要件・支給基準額

世帯内の医療保険加入者全員が、1年間（平成25年8月～26年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額【表①】を超えた金額を支給します。※同一世帯でも、加入している医療保険が異なる場合は、別々に計算します。※基準額を超えていても通知できない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■支給申請手続き

平成26年7月末時点で加入していた医療保険の窓口で受け付けます。※ほかの医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等）の加入者は、加入している医療保険者にご相談ください。

【表①】支給額を計算する際の基準額（対象期間：平成25年8月～26年7月末）

所得区分	後期+介護		国保+介護	
	75歳以上	70～74歳	70歳未満	
上位所得者（※1）	—	—	126万円	
現役並み所得者（※2）	67万円		—	
	一般		56万円	67万円
世帯全員が住民税非課税	区分Ⅱ（※3）	31万円	34万円	
	区分Ⅰ（※4）	19万円		

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯 ※2 70歳以上で医療費の負担割合が3割の人
※3 世帯全員が住民税非課税の人 ※4 区分Ⅱのうち世帯員全員の所得が一定基準以下（年金収入80万円以下等）の人

◆後期高齢者医療制度
本庁 保険年金課
☎40・7274

◆佐賀市国民健康保険
本庁 保険年金課 給付係
☎40・7271

◆後期・国保共通
FAX 40・7390
または各支所保健福祉課

高額医療・介護合算療養費の支給申請



協会けんぽ・健保組合・共済等の職場の保険加入者は、ご加入の医療保険者への申請となります。その際に介護保険の「自己負担額証明書」が必要ですが、「自己負担額証明書」の交付申請を行ってください。「自己負担額証明書」は、発行までに約1カ月かかります。

■自己負担額証明書申請先
佐賀中部広域連合および各市町介護保険窓口

■問い合わせ
佐賀中部広域連合 給付課
☎40・1134

まちづくり通信

vol.11

まちづくり自治基本条例

佐賀市まちづくり自治基本条例は、「情報共有」、「市民参加」、「協働」をキーワードに、市民主体のまちづくりを進めていくためのルールを定めたものです。

この「参加」や「協働」によるまちづくりは、何も特別なものではありません。今回は、取り組み事例として、春と秋の「川を愛する週間」に実施される市民総参加の河川清掃を紹介いたします。

市民と行政が一体となった取り組み

市民総参加の河川清掃は、34年間も続いている長い歴史を持った活動です。昭和54年当時、ヘドロだらけだった松原川を昔のようにきれいにしようという市民の発案で、青年会議所や地元の手住民が参加して清掃を行ったのが始まりです。

その翌年の昭和55年に「佐賀市水対策市民会議」が発足し、昭和56年春から「川を愛する週間」が始まりました。現在では、自治会をはじめとする地域の団体やNPO、事業所（企業等）、学校など、たくさんの方々が参加して、

身近な川や水路を清掃していきます。一方で、行政は、広報や道具の貸出、ゴミの搬出・処分といった役割を担っています。

このように、市民と行政が一体となった河川浄化運動として、現在まで続く取り組みとなっています。

お互いに助け合いながら一緒に取り組みましょう！

「参加」と「協働」によるまちづくりは、河川清掃のように、課題に関わる主体が、同じ目的に向かって、役割を分担し、お互いに助け合いながら、みんなが汗をかいて、一体となって取り組むことが大事になります。

身近な地域の課題はたくさんあります。まずは住んでいる地域に関心を持ち、自分ができるようなことや興味を持った取り組みに参加しましょう！

■問い合わせ
協働推進課
(佐賀商工ビル7階)
☎40・7078
FAX 40・7385

佐賀市国民健康保険加入の皆さんへ 平成27年1月から、70歳未満の人の高額療養費の 所得区分・自己負担限度額が変わります！

○限度額適用（標準負担額）認定証をお持ちの70歳未満の人へ
有効期限は平成26年12月31日です。平成27年1月から有効の限度額適用（標準負担額減額）認定証は12月下旬に郵送します。

※国民健康保険税を滞納している場合は交付できません。

■70歳未満の人の自己負担限度額（月額・平成26年12月まで）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+ (総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者 (市民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

(月額・平成27年1月から)

所得※3要件	3回目まで	4回目以降※2
901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下 (市民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。
※2 過去12か月に、同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。
※3 基礎控除後の総所得金額等。

■問い合わせ
本庁 保険年金課 給付係
☎40・7271
FAX 40・7390
または各支所保健福祉課